

改正基本法施行、基本法関連三法可決、骨太の方針2024閣議決定

●農政の憲法といわれる「**食料・農業・農村基本法**」の改正法が5月29日に成立し、6月5日公布、同日施行されました。改正基本法では、基本理念に食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興が位置付けられ、「国民一人一人の食料安全保障の確保」、「農林水産物の輸出の促進」、「農産物が持続的に供給されるよう合理的な費用の考慮」、「食料供給が環境に負荷を与えているという側面の考慮」といった新たな概念も取り入れられています。

●**土地改良関係については**、旧法では「**農業生産の基盤の整備**」であったものが、改正基本法では「**農業生産の基盤の整備及び保全**」となり、自然災害の防止やスマート農業に対応した区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進、その他**農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずること**としています。また、「**農地の保全に資する共同活動の促進**」が新たに記述され、**多面的機能支払交付金制度が改正基本法に位置付けられました**。

●また、6月14日には参議院本会議で改正基本法の関連三法が可決成立しました。

食料供給困難事態対策法では、特定の食料が大幅に不足する事態にあわせた対策などの基本方針を令和7年中に、農業振興地域整備法の改正では、食料の安定供給に必要な農地面積などの基本方針を令和7年中に、スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術重点開発などの基本方針を令和6年中に、それぞれ定めることにしています。

●さらに6月21日に閣議決定された「**骨太の方針2024**」には、「基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化する**」と記述され、また、「**農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、…(中略)を進める**」、「**人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す**」、「**農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める**」と明記されました。**国土強靱化に関しては、「中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、(中略)「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる**」と整理されました。

●これからも、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、国土強靱化の推進のため、しっかりと取り組んでまいります。

引き続き、皆様からご指導ご支援を宜しくお願いいたします。

欧州復興開発銀行(EBRD)の年次総会に出席



アルメニア共和国にて第33回欧州復興開発銀行(EBRD)の年次総会

●5月15日～18日まで、アルメニアで開催された第33回EBRD年次総会のプレナリーセッションで、日本政府代表代理として、今般の総裁選におけるルノー・バツソ総裁の再選に支持と祝意を述べつつ、ウクライナ支援の重要性、EBRDの業務の方向性並びに日本の協力等について意見を述べました。

●日本政府代表代理として、国際機関で意見を述べるという貴重な体験をさせて頂きました。

毎日元気に活動しています。

討議資料

各種会議・集会等に参加し、積極的に活動を実施しています。



参議院内閣委員会で答弁



農業農村整備の集いで挨拶



水産部会・水産総合調査会合同会議で意見



財政制度等審議会に出席

各地で皆さんと意見交換

国政報告会の開催、各地での各種会議等を通じて、多くの皆さんの声や現場の状況を聴かせていただいております。



広島県三次市で農村RMOの現地調査



鹿児島県与論島で現地調査



愛知県新城市四谷千枚田を現地調査



日本のひなた水土里ネット女子会(宮崎女性の会)で挨拶



沖縄県下で農業関係者と意見交換



滋賀県日野川流域農業農村フォーラムで講演



ホームページ



Facebook



LINE



Instagram

参議院議員 進藤金日子事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室
電話: 03-6550-0719 FAX: 03-6551-0719

皆様からたくさんの質問や激励をいただいています。



農産物価格に生産コスト上昇分を反映する仕組みを作れませんか。



改正食料・農業・農村基本法では、生産、加工、流通、小売、消費の各段階の関係者が連携する食料システムという概念を新たに規定し、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、持続可能性を高める取組を進めるため、関係者が一体となって取り組んでいくことが強く打ち出されました。農林水産省において、「適正な価格形成に関する協議会」がこれまでに4回開催されており、こうした議論等を踏まえ、**農業者等の所得向上に向けた環境を作るための合理的な価格の形成に向けた新たな法整備について、来年の通常国会への提出を目指し、政府において検討がなされることとなりました。今後、合理的な価格の形成のためのコスト指標作成の協議を進めるなど、官民連携の取組が加速化されることとなっています。**



今後の林業の持続的かつ健全な発展のための展開方向をどのように考えますか。



6月12日に官邸で開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で岸田総理から「**林業経営体の育成と集積・集約化の促進のための新たな法制度**」について来年の通常国会への提出を目指し、作業を進めるように指示されました。林業の持続的かつ健全な発展のためには、**目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者の人材育成等に関する施策を総合的に進める必要があります。具体的には、路網整備、再造林の実施体制の整備、ドローンやICT技術等を活用した「新しい林業」を展開し、生産性の向上を図るとともに、林業従事者の人材育成のための教育、就業環境の整備等への支援が不可欠であると考えます。**



海業が目指す将来像を教えてください。



海業の振興により、漁港・漁村への来訪者が増加し、水産物の消費拡大等により漁業者の所得向上が図られることと、関連産業に経済波及効果が生まれ地域に活力がもたらされることが見込まれます。これにより、若者が誇りと希望をもって漁業に就業することが期待され、漁村地域が水産業を中心とした多様な雇用の機会や自己実現の場を提供する空間となり、海の地方創生が実現するものと考えます。総じて**海業が水産業の持続的発展と地域の振興につながり、将来にわたり国民への水産物の安定供給と地域社会の維持・発展に大きな役割を果たしていくものと考えます。**

皆様のご意見や感想をお聞かせください。お待ちしております。

毎日の活動については、進藤金日子オフィシャルサイトをご覧ください。
<https://www.shindo-kanehiko.com>